

○椎橋議長 それでは、検討会1の今後の進め方ということで、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 検討会1の構成員の先生方には、次回の4月10日までの間、また御意見を募ってまいりたいとは思いますが、今後の進め方についての事務局案としてお手元のほうに配付をさせていただきました。

先ほど検討会2のほうからも期限を急かされたという流れの御発言もありましたが、申しわけございません、現実的な枠組みとして、物理的に会として開催が可能な範囲を先にお伝えしておいたほうがよろしいかと思っております。

今まで検討会1と検討会2と両方進めておりましたので、概ね2カ月に1回の開催してまいりました。もともとペースアップしたほうがいいのではないかという御意見もありつつ、やはりスケジューリングの関係もございまして、2カ月に1回というのが現実的に限界であったというところがございます。ただ、検討会2が終了したことを踏まえまして、できれば1カ月半に1回までのペースアップを図りたいと思っております。その前提で既に4月と、4月の次と、今、次の日程調整もお願いしております。

他方、来年の今ごろに検討会1としての何らかの結論に到着する上では、10月半ばには中間取りまとめという形で、ある程度、形がまとまっている必要があるかと思っております。そうしますと、4月10日の後、1カ月半ごとにスケジュール調整が可能であったとしても、5月下旬、7月上旬、9月上旬、10月下旬という、今、こちらの「検討会1 今後の進め方（事務局案）」というペーパーのほうに書いてございますような、5回の開催で中間取りまとめが取りまとまっている必要がございます。

そうなりますと、中間取りまとめ前に当然、座長試案を提示できるような形で論点が煮詰まっている必要がございますし、一部まとめながら次の論点を話すという同時並行をやっていたとしても、やはり論点を論点として御議論いただける回としては、回数がどんなに多くても4回以内ではないかなと思っております。

先生方が御多忙であることは重々承知しておりまして、御負担を増やして申しわけないのですが、これ以上のペースアップも難しそうなところがございますので、少なくとも検討会1の枠組みとしてはこれが時間的な限界であることをとりあえずお伝えしておきます。

その限られた回数の中でどのように御検討を進めていただくか、あるいは検討会1として御提言を取りまとめていただくかというところなのですが、前回、検討会1の会議ではあすの会の要綱案について御紹介いただきました。これが相当網羅的にさまざまな面での経済的給付についての御提案が含まれておりますので、これ以上議論の範囲を広げる必要もない反面、若干広範過ぎて、相当議論を絞っていかないと進め方が非常に難しいのかなと考えているところでございます。

犯給制度を抜本的に変えるという御提案の表現の問題もあるのかなと思うのですけれども、実際に数十年拡大してきた制度をただひっくり返すということについては、私ども法律に従って実務を進めている行政官の立場としては若干コメントがしばらくのところござ

います。あすの会、あるいは被害者・御遺族のお立場からして不十分な制度であるという御主張は理解させていただきたいのですが、ただ、国として被害者に寄り添う表し方として、特に基本法が成立した後でも国会で改正の御議論をいただいている法律であるということは何も御理解いただきたい、踏まえていただきたいと思います。

犯給制度の全てが役に立たないということであれば、もちろん端的に法律をなくすということでシンプルなのですが、恐らく多少ともいい面があるということをお考えいただけるとと思いますので、現実的には今ある犯給制度を生かせるところはどやって生かしたらいいのか、足りない部分はどやって埋めていったらいいのかという形で御検討に御協力いただいたほうが、少なくとも検討会としての実利は上がるのかなと思っております。

その場合、要綱案で犯給制度のどこが一番相入れない御主張なのかといいますと、私の理解では被害者への経済的給付の意味自体であると思うのです。国による損害補填、さらには生活保障へと発展させるという御提言部分が今の犯給制度を一番大きく変える御提言であったのだらうと思います。その前提でいろいろな項目における給付の御要望が成立していると理解しております。

岩村先生にも前回御指摘いただいたのですけれども、年金なのかどうかとか、いつまでの支給なのかといった各論については、生活を保障するという前提をとって初めて出てくる論点かと思えます。その保障する生活の水準はいつまでなのか、どれくらい的生活レベルを保障するのかという支給条件の細目、さらには財源の負担具合ということも検討できるようになってまいりますので、最初に犯罪被害者への経済的給付の根拠、国が損害の全額補償をする義務があるのかとか、さらには生活保障が入るのかといった給付理念の御議論を最初にしていただくべきかなと思ひまして、4月10日の検討会の議題としては、とりあえず給付理念というものを提案させていただきました。

この給付理念の御議論をいただいたところで、その後、御議論いただくに相当な項目であるとか給付範囲やレベルというものも絞られてくるのかなと思っておりますので、その理念をお話しいただいて、どのような項目の細目を決めていきたいと思いますかという話に進んでいけたらと思っております。

4月の検討会では、個々の項目の具体的な話までは入れないのかなと予想しているのですけれども、その次の検討会もにらんで、それでは、何を項目として議論していくのかというところもあります。あすの会の要綱案の中では、非常に網羅的な経済的給付についての御指摘をいただきました。ただ、できれば実現の優先順位はどこにあるのかなというものをできれば絞っていただきたいなと思っております。

検討会2の御議論でも、カウンセリング費用という部分だけでも現在の状況になっているというのはそれなりの理由がございました。先ほども申し上げましたが、臨床心理士さんがまだ国家資格になっていないとか、医療と心理学の領域のすみ分けができていないとか、犯罪被害者の枠組みを超えたところでの制度がまだ整っていないという部分がございます。

ました。

それで、検討会2でもいろいろな角度から御検討いただきましたけれども、やはり即座に被害者の枠組みだけで何かをつくるのが難しいということになりました。そういったように、それぞれ挙げていただいた項目につきましても個別に検討を始めますと、社会全体としてどういう制度になっているのか、いないのかというところで、犯罪被害者のためだけに流れを変えらるゝとして、特殊な制度を設けるとしても、それでは、どういう支障が出てくるのか、どういうプラスアルファのものをつくっていかなくてはいけないのか。検討にはそれなりの時間がどうしてもかかってしまうのではないかと考えております。

御参考までに、項目として完全に対応しているわけではないのですが、この大きいほうの紙は、あすの会の要綱案で御提示いただいた項目と現状存在している経済的支援の制度について表にしてみたものでございます。その際、個々の項目ごとに論点としてクリアーにしていく必要はこんなところがあるのかなという点についても案として御提示申し上げているところでございます。

完全に対応していないというのは、一時金として要綱案で御提案されている御趣旨が私はまだよく理解できていないのですが、少なくとも犯給制度での現状の支給は用途を限っておりませんので、人によっては、そのほかに列挙しましたような重傷病給付金ではカバーされていない、例えば通院交通費などに充てたりするような方もいらっしゃるでしょうし、日々の生活に使ったりとか、下に並んでいる項目でお使いいただくことも矛盾はしていないという形になっております。逆を申し上げれば、個々の損害に対応した給付の水準を上げれば上げるほど、何のために一時金を払うのかという、一時金の用途もある程度問題になってくるのかなとは思っております。

また、例えば義足義肢の項目の関係なのですけれども、一応、障害自立支援法上の支援について記載しております。ただ、医療として必要があるということであれば医療保険の対象になると思いますし、犯給の重傷病給付金もそういう意味では該当します。それが120万円を超えるような高額になる問題が出てくるのであれば、そもそも高額療養費に該当するのではないかと思います。それらを前提として、被害者あるいは御遺族などが現実に生じている経済的な支障というものはどこにあるのでしょうか。この辺、もし私が適用関係について間違っているようでしたら、引き続き厚生労働省や警察庁などの所管庁からも追って御訂正願いたいとは思いますが、こういった現物支給・休業補償にしても、優先順位としてどこなのか、理念や姿勢としての御提言は別としても、事務局としては最終的に、この検討会として難しい、難しいでゼロ回答をしたいというわけではないのです。できればそれは避けたいので、具体的あるいは喫緊の、一番のコアなニーズはどこにあるのだという形で、ぜひ絞って御提言いただければ成果につながる議論となりやすいのかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

加えまして4月10日の関係では、各論としての項目について御検討いただく前に、犯罪被害給付制度ということでの給付対象に今まで含まれてこなかった人たちについても枠を

広げようというのが要綱案の中にも入っていて、これ自体が現行犯給制度と矛盾する御提言の部分かと思えますので、過去の被害者と海外での犯罪被害者というところについても議論していきたいなと思っています。

それ以外の制度、例えば障害者支援の枠組みでの給付であれば、もともと犯罪被害者かどうかということではなくて、障害をお持ちであるという状態で制度要件に該当すれば一定の給付が受けられる形になっておりますので、あくまで犯罪被害者であることをもって給付するという給付制度としては、海外での犯罪被害者や過去の犯罪被害者という概念を入れるのかどうか、そういう概念での御議論でございます。

なお、海外での被害者という点につきましては、先だって国会のほうで、アルジェリアのテロ被害者支援の観点でみんなの党から、犯給法を海外での犯罪被害者へも広げるべきであるとの観点での御質問がありました。これを受けまして、警察庁さんのほうでも現にこの検討会が立ち上がって、犯給制度の拡大という観点での検討会であるということも含めて、こちらの検討会で検討するというスタンスでおられましたので、総理のほうからも、こちらの検討会で海外での犯罪被害者への経済的支援について御議論いただくという方向での御答弁をさせていただいております。

ですので、この海外での犯罪被害者への経済的支援という部分については、ぜひこの検討会で御議論を上げていただきたいと思っております。これは場合によってはもちろん、第13回検討会以降でも引き続き議論をいただく可能性があります。

このような形で、とりあえず御提案させていただきました。本日、事務局として進み方としての案を提示させていただくこととします。御意見・御質問については、まだ若干お時間もございますので、今、引き受けてもよろしいですし、特になければ、引き続き期限を限って御意見を募集いたしまして再度提示させていただくことになるのかなと思っております。

私のほうからの御説明は以上でございます。

○椎橋議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、次回4月10日の第12回検討会において検討すべき事柄につきまして、かなり詳しく御説明をいただきました。給付理念から始まって、犯給法を具体的にどのぐらい広げられるのかどうか。現在、支給対象外になっている被害者にどう対応するのかという事柄についても検討の課題にしたいということですが、御質問とか御意見ございますでしょうか。

松村構成員、どうぞ。

○松村構成員 先ほどの第2検討会のほうの結論とか、あるいは議論の中で出てきた一つの条件として予算の問題、その枠に縛られるということがかなり出てきたようですけれども、私はこの経済補償のほうに関してはそういう予算のことを余り考えないでやっていただきたい。

といいますのは、確かに必ずしも限度があるわけではないのですが、余りそれに縛られますと恐らくいいアイデアも出ませんし、そういうことから言いましても、予算というも

のは別に我々がここで考えなくて、もっとほかのところが考えるべきであると思っていますので、別にとらわれないで、ぜひ議論をやっていただきたいなと思います。

○内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 若干，その観点でお話しさせていただきたいのが、幾らあるので、これをどう使ってくださいという形での検討ではもともとないのです。ただ、御提案いただいたものを実現できるのか、あるいはそういう形で予算当局に、それでは、これは予算が欲しいのですといったときに、どういう形でリーズナブルな議論ができるのかというところが難しいのです。ですので、ぜひ、それをより説得的にできればできるほうがもちろん制度として作りやすいというところがございます。

ですので、具体的にぜひ絞り込んでいただきたいというのは、本当にそこにニーズがあるのだ、ニーズはどれぐらいのものなのだとか、そういった形で精査していけるわけですので、漠然と被害者としては必要なのです、あるいは被害者ですと当然、こういうマイナス面があります、という漠とした、基本法としては生活が保障されているはずであるとか、そういう議論だけでは正直もたないというところなのです。

実際にほかの制度との並びとか、ほかの給付制度であればこれぐらいの額が出ているからということでじりじりと犯給制度も額が上がってきたところもございますので、最初に幾らの予算があるので、その中でどういうふうにして使ってくださいという御議論はもともお願いをしているわけではなくて、どういった形で欠けている部分がありますかというお話をいただいて、それを埋めるにはどういう形の制度が構築できるのであろうかというふうに現実的に検討していきたいと思っております。

○松村構成員 ということは、例えば新たな理論的な根拠があれば、内閣府を通して犯罪被害者施策のための予算ということで一応計上できるということなのですね。

○内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 恐らく理念だけでは足りないと思います。ただ、抽象的であればあるほど、内閣府かどうかは別として、どういった形の制度につくることができるのかということが私どもとしても議論がしづらいです。抽象的に予算をとってくることはできないです。

○内閣府大臣官房審議官犯罪被害者等施策推進室長 内閣府はそもそも予算がかなり限られた省庁であるという問題は別といたしまして、財源というものの抜きに制度を議論しても決して意味あるものにはならないであろうと思いつつながら、一方で予算の限界があることを盾にとって何もしないという議論をしてはならないということであると思います。

それ以上に、なかなか申し上げられない部分が多うございます。予算に関して、あるいは財源に関しては、なかなか政府も厳しい中でのいろいろな制約で、今、既存の予算自体の確保も大変苦勞しているところがございますので、その中でどういう形で考えていくのか。あるいは今回出てくる中での欠けている問題について、どういう形の部分が不足しているという中で、今、基本的には政府は、予算はスクラップ・アンド・ビルドみたいな形になっていますから、あるものを優先してとろうとすれば、あるものを切らなければいけない。要は増えていく時代ではございませんので、そんな中で、例えば犯罪被害者の制度

自体の中でも優先順位をつけかえることもあり得るのかなと思いますし、それは御議論次第であるということになると思います。

したがって、予算とか財源のことを全く考えないでやるのも非現実ですし、一方で、そればかり考えていると何も出ないではないかという御指摘もそのとおりであると思います。

○椎橋議長 岩村構成員，どうぞ。

○岩村構成員 今の議論にコメントしますと、結局、今、室長からもお話があったように、現在の予算の状況の枠の中ではかなりゼロサムゲームに近い状況になっていて、あるところがとれるとほかのところが消える状況が結構あるものですから、したがって、仮に新規予算を獲得しようとするすると、結局、所轄官庁が財務省とやり合って、財務省の主計官を説得できないと予算がとれないことになってしまう。

ですから、今、事務局がお話しされていたのは、要するにこの検討会で余りアバウトな議論に基づいて提言を出しても、結局、所轄官庁が財務省のところへ行って予算をくださいと言っても、全部論破されてアウトということになりかねません、そういうお話だと思うのです。ですので、具体的に実際に、ある程度、きちんと予算を獲得した上で犯給法を幾らかでもよくするというのであれば、逆に言いますと、所轄官庁が財務省と交渉するに当たっての応援団となって、そのための理論武装をきちんとここでお手伝いしていただければというお話であると理解するといいいのかなと思っています。

とりわけ、やはり抽象的な理念のレベルで闘いますとこれは非常に弱いので、やはりできるだけ具体的なデータに基づいて、先ほど事務局もおっしゃったように、こういうデータに基づくとここが足りない。したがって、実はこれだけないとだめなのですという議論が組み立てられると一番、対財務省との関係でも説得力がありますねというお話であると思います。

例えば、事の当否はともかくとして、前回、私もちょっとコメントしましたがけれども、要綱案のところでは一時金のところが一律1,200万円となっている。これも財務省に言ったら一発で、何でこんなものが要るのだと言われておしまいになってしまう、そういう性格のものであると思います。ですので、なぜこうなのかというものを説得力を持って、要するに実証的なデータ等をベースにして説得力をもって示せるのか。しかも、一律でなくてはいけないのはどうしてなのか。そういうところが一番議論として難しいところかなと思います。

○椎橋議長 松村構成員，どうぞ。

○松村構成員 それはそうだと思いますけれども、実際に予算を決めるのは国会が決めるわけですよ。本当は内閣とか省庁が決めるわけではないのです。そういう面から言って、あくまで国民の意思というものが反映した上で決めるべきであると思いますので、確かにそういう理論的なものがあれば望ましいことは決まっていますし、そうしなければいけないと思いますけれども、その辺のことを余り履き違えてもらいたくないということを言い

たいだけの話です。

○椎橋議長 いろいろ次回の進め方について御意見をいただきましたけれども、きょうは進め方については急にお出ししたという面もありますので、さらに御意見があると思いますが、大体、先ほど事務局から御説明のあったような事柄について議論を進めていくということではよろしいでしょうか。

実際にこれからのスケジュールを考えてみますと、この検討会は必ず一定の回数はやらないと全体をカバーした十分な議論はできないでしょうし、それぞれの回についてもかなり充実した議論をしていかないと先につながらない感じがスケジュール的にも見て取れますので、したがって、なるべく説得力のある議論を毎回していきたいということでご協力をお願いしたいと思います。

そういうことで、きょう第2検討会の提言をお認めした上で、今後は第1検討会として、次回以降、このようなスケジュールで進めていきたいということで、今後ともよろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、室長、お願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官犯罪被害者等施策推進室長 突然、事務局からの御説明ということで、今、全て御意見をいただくというつもりではありません。冒頭申し上げましたとおり、限られた時間の中でこれだけの課題をどうやって議論をしていくかをいろいろ考えまして、今日はこういう御説明をさせていただく必要があるなということでやらせていただいたところでございます。

特に、先ほど事務局からも話があったとおりののですが、この4月10日の欄のところ、給付理念の問題はとにかく一度しっかりと議論をいただく必要があるということ踏まえた上で【視点】の欄に「犯給法H20年改正を踏まえての具体的な支障例」と書かせていただいております。これは、これまでの議論の中でも出てきておりますけれども、やはり先ほど岩村構成員からもお話がありましたとおり、本当に平成20年以降で、改正してみたけれども、余りにもこれではひどいではないかという具体的な事例があれば何か具体的な議論ができそうな感じがするのですが、なかなか今までの議論ではそういう形のもので出てきていないように私どもからは見えておりました、そのあたりをお願いしたいなという視点が1点です。

それとは必ずしも一致しない問題として、まさにそもそも支給対象外である被害者、この部分につきましては過去の経緯・御議論はあるわけでございますが、やはりこの問題というのは、ある意味ではずっと、いわば制度の枠外に置かれていた部分でございますから、今回、またあすの会からの御提言の中にも入っている中でも重要な部分なのではないかと理解しておりますので、ここをやはり一度、平成20年以降の話の前のものであるのであろうということで御議論いただいたほうがいいのかということ、大きな論点としてはその部分を掲げさせていただいているという上で、そのほか細かな、いろいろな支給の部分、先ほど事務局から説明したとおり、いろいろな制度とのバランスの問題もござい

ますので、そのあたりを考えながら進めていくのがいいのかなということで、そういう意味で、先ほど事務局から説明したことをもう一度なぞらせていただいた感じですが、そういう視点で議論をしていきますと、一定の実のある議論ができるのではないかなというのが事務局的な、今、これまでの議論を検討してきた結果としての進め方かなと思った次第でございますので、この見方に対する御異論もあろうかと思えます。また御意見をお寄せいただければと思います。

以上でございます。

○椎橋議長 ありがとうございます。

それでは、何かほかに御発言はございますでしょうか。

岩村構成員、どうぞ。

○岩村構成員 補足的なコメントで、こういうことを言うと怒られてしまうのかもしれませんが、具体的な支障例というもので、できるだけ説得力を持たせようと思えば、犯給法の対象となる方のかなりの数の人が実はこういう問題を抱えているのですという例のほうが説得力があるので、ぜひ、その辺もお考えをいただければと思います。

○内閣府大臣官房審議官犯罪被害者等施策推進室長 先に申し上げますが、今の岩村先生からの御指摘との関係で、私もちょっと思っていたのですけれども、平成20年改正以降、運用してみた警察庁の立場からして何か問題点がないのかという点は、警察庁のほうもちょっと考えておいていただければとは思っております。

○椎橋議長 瀬川構成員、どうぞ。

○瀬川構成員 2点申し上げたいのです。

支障例というものは確かに必要であると思えますが、法的な枠組みが問題なのか、実際の運用面では実際に何かうまくいっていない部分、地方へ行ってもうまくいっていないとか、その点も明らかになるほうが今後の議論に役立つ気がします。

もう一点は、理念のことを議論するというのですけれども、いきなり理念は何ですかとみんなに聞いていくことでおさまるのかどうかという、結局、抽象的な議論をして終わってしまうような気がしますので、少し工夫といいますか、何か考えられないかという気がいたします。これまでの理念とか、まず何か紹介があって、これからの理念はこれまでどおりでいいのか、あるいは変える必要があるのかという議論のほうがいいのではないかと、適切であると思うのですが、お考えいただきたいと思えます。

○椎橋議長 黒澤構成員、どうぞ。

○黒澤構成員 ただいまの話と関連するのですけれども、理念も理念のみを議論するのではなくて、今、お話があったように、特に平成20年改正以降の具体的事例でこんなことで困っている、これは今の犯給法の理念でカバーできるのかどうかとか、そういう形での具体的な理念の議論が必要なのではないか。それが他に説明するときの根拠といいますか、説得力ある、迫力のある説明になるかと思えますので、そのような理念の議論をしたほうがいいのではないかと思います。

○椎橋議長 ただいま御意見がありましたように、給付理念の問題についてもなるべく具体的に説得力のあるものにしたい。そういう意味で事務局からも、あるいは警察庁からも、こういうところが問題であったのだ、今の制度の中ではこういうところが足りなかったということを、抽象的な形ではなくて、より具体的な形でお出しただいて議論したい。できれば、松村構成員のほうでも、あるいは黒澤構成員のほうでも具体的な案をお出しただければ、それをあわせて検討することでより議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、過去の被害者への給付等についても、こういうところが問題であったのだということについてお出しただければと思っておりますし、それから、海外での犯罪被害者についても、これは警察庁等から具体的な問題をお出しただければと思っております。

そのほかに、事務局のほうから次回に向けて何かございますか。

○内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 一応、少なくともヒアリングした範囲ということと言いますと、第7回検討会の際にヒアリング結果と具体的にどのような給付制度があったかという形の当てはめ表をそれぞれつくらせていただきました。4世帯と言うべきか、5人ヒアリングして2人が世帯として重なっていたのであれなのですが、4世帯中お二人は平成20年改正前のお話になってしまったところもありまして、ある程度、お聞きした内容に限界があったのかなとは思っております。そういう意味も含めまして、平成20年以降の犯給制度受給者の中での支障でもどういうものが出していけるのかというのは考えていきたいと思っております。

他方、それに限らず、やはりここにいろいろ問題は多々あるにしても、ここに一番焦点が当たったほうがいいのではないかという部分の絞り込みについてもぜひ御協力をいただけたらと思っております。

以上です。

○椎橋議長 ありがとうございます。

それ以外に、次回に向けての御希望はございますか。

それでは、次回、今までの御意見に沿うような形で、より具体的な形でさらに事務局でも詰めた上で、あるいは関係各省庁の御協力を得ながら、なるべく議論が煮詰まるような形での問題提起をして、議論させていただくことにしたいと思っております。

それでは、これで本日の会議を終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。